

# 即時抗告申立書

平成 31 年 3 月 29 日

広島高等裁判所 御中

抗告人ら代理人弁護士 中 村



同 河 合 弘



ほか

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり。

## 仮処分命令申立て却下決定に対する抗告事件

上記当事者間の山口地方裁判所岩国支部平成 29 年（ヨ）第 5 号伊方原発 3 号機運転差止仮処分命令申立て事件について、同裁判所が平成 31 年 3 月 15 日に下した仮処分命令却下決定に対し、即時抗告の申立てをする。

### 第 1 原決定の表示

- 1 債権者らの申立てをいずれも却下する。
- 2 申立て費用は債権者らの負担とする。

### 第 2 抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 2 相手方は、愛媛県西宇和郡伊方町字コチワキ 3 番耕地 40 番地 3

において、伊方発電所3号機の原子炉を運転してはならない。

3 申立費用は、第一審及び抗告審を通じて、相手方の負担とする。  
との裁判を求める。

### 第3 抗告の理由

追って抗告理由書を提出する。